

■留意事項

【申請時のお願い】

- ・本システムのご利用は、本申請からとなります。
- ・本システムをご利用される場合は、事前審査を実施し、終了したうえでのご利用を推奨します。
- ・同計画の確認申請を行う建築主事又は確認検査機関との調整をお願いします。
(電子データによる「判定申請図書(副本)」の提出が可能であることをご確認ください。
- ・適合判定通知書の交付は、判定手数料の入金確認後とさせていただきます。
- ・事前審査は従来通り、図書(電子データ)をメール等で送信ください。

【アップロード(UL)する設計図書について】

1. ULする図面はPDFにてお願いします。
添付する図面のサイズはA3以下としてください。
2. 審査用図書(PDF)については、種別ごとにULして下さい。
提出図書のファイル名等に関する注意事項などについての詳細は「[本申請用電子データに関する注意事項](#)」をご確認ください。
3. 本審査引き受け後の補正、確認検査機関・消防等の指摘による補正等について
 - ・追加説明書として、ご提出をお願いします。
(指摘以外による判定申請図書の補正はできません。)

【業務エリア】

東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県

【審査対象】

構造計算適合性判定を要するすべての建築物